

## 飼育者の会の活動について

ペットマナー向上のための飼育者の会  
会長 内藤 誠

6月23日の団地決算総会の第3号議案にて、飼育者の会の会則の一部改正が承認されました。これまでの18年間の活動の中で会員数が半減したことに伴い、役員数も減少させるものでした。前会長が複数年会長職を務め、会の活動を安定的に運営したことにより、この改正につながったといえます。この紙面では、会則の一部改正となった飼育者の会の活動状況を現会長の私から報告させていただきます。

現在役員は、任期1年（再任は妨げない）、会長1名、副会長2名、担当役員6名（この中から会計、書記、広報担当を選任し、各棟役員も兼務）で構成されています。飼育者数は6月16日現在、53家族となっています。

活動内容は、(1)管理組合から細則10条3項に基づき委託された業務(2)清掃・広報・啓発活動その他飼育者マナーの行動の検討(3)保護動物への対応、となっています。

実際の主な活動は、定例役員会(4、5、6、10、11、1月)、全員集会(3月)、ペットマナーパトロールを兼ね、和光市のごみゼロ運動に協力する全員清掃(6、11、3月)となっています。また、会報「ふれあい便り」(7、1月/対象者：飼育者及び希望者)の発行を行ない、マナー等の情報提供を行っています。今年度1回目の会報は、ペットの災害対策を特集し、万一の備えを周知しました。

活動の財源は、会員からの年会費(犬:2,000円、猫:1,000円)です。年会費納入者には、玄関付近に貼付する飼育者の会シールや、犬散歩用の黄色バックを配布しています。また、地域の活動に協力するため、自治会主催の夏祭りや地域の保護団体等に寄付しています。

飼育者の会としましては、飼育のマナー等向上により、マンション内の近隣等に迷惑をかけないように、またご理解をいただけるよう活動をしています。

層階からの水漏れ被害です。この時水漏れを発生したお宅が無保険でした。そのため自分の火災保険で修繕費用を補償してもらい、自宅原状回復はスムーズに行えました。

もう一つは子供が自転車走行中に不注意で自動車にぶつかってバンパーを破損した時です。こちらは加害者です。自動車保険であれば対物補償がありますが、自転車は無保険ということが結構あります。過失割合によって当方が負担するバンパー修理代金を個人賠償責任保険から支払ってもらいました。

最近は自転車運転が無法化しているように感じます。スマホ操作による前方不注意などで他人を死亡や重篤な障害状態に至らしめてしまうと高額な賠償責任を負います。以前関西の小学生が自転車で他人に衝突し、被害者が寝たきりの障害状態になった事故がありました。保護者である母親は約9500万円の賠償判決を受けました。無保険だと賠償は困難でしょう。加害者家族の破産、被害者の生活困窮、加害者となった小学生のトラウマなど不幸の連鎖が想像されます。

自転車の対人高額賠償リスクは認識不足が多いかもしれません。要注意です。わが家も賠償限度アップを思案しています。

### ■保険契約手続き

わが家はオーソドックスに大手損保会社の代理店で加入しました。保険料が若干安くなるので5年契約で一括払いしました。5年分で9万円強でしたが半分近くは地震保険料です。地震保険を外せば保険料は半分程度ですが、地震国日本では必須と考えます。

火災保険・地震保険+賠償責任特約としておけば、水漏れだけでなく自転車運転加害責任など広範に補償されます。保険料負担も軽いので付帯しておくべきです。個人賠償責任特約以外にも特約は多数あり、取捨選択は各家庭の事情に合わせた判断になります。代理店に頼むと対面で質問して検討できるので便利でした。